

ものづくり千三百年の街から元気企業発信!



ビジネスマッチングフェア
桐生2016

桐生市、桐生商工会議所及び桐生信用金庫が連携して、市内をはじめとした各地域の企業約150社(団体)の魅力あふれる製品や商品、技術やサービスなどの情報を発信します。

会場では、地域企業の製品・技術・サービスなどの展示・商談、官公庁関連・大学・試験研究機関などのブ

ス展示、地元有力企業による講演会、大手バイヤー企業との商談、創業・事業承継などの相談会が行われますので、是非御来場ください。

期日 11月10日(木)
時間 午前10時～午後4時
場所 市民体育館
問い合わせは、産業政策課 産業政策係(☎内線584)へ。

桐生市中小企業者向け制度融資
利率を引き下げます

10月3日(月)から

改正日は、10月3日(月)です。改正後の利率は、改正日以降に行われる融資の申し込みから適用します。

問い合わせは、取り扱い金融機関又は産業政策課(☎内線583)へ。

中小企業者向け制度融資利率

資金名	融資期間	現行 融資利率	改正後 融資利率	引き下げ 幅
【小口資金】及び【特別小口資金】	8年以内 1年以内	2.1%以内 2.0%以内	1.7%以内	▲0.4% ▲0.3%
中小企業等振興対策資金【経営安定資金】	6年以内 8年以内 11年以内	1.6%以内 1.9%以内 2.2%以内	1.5%以内 1.8%以内 2.1%以内	▲0.1% ▲0.1% ▲0.1%
※資金用途が起業支援の場合	6年以内	1.6%以内	1.3%以内	▲0.3%
中小企業等振興対策資金【設備資金】	7年以内 10年以内	2.1%以内 2.4%以内	1.9%以内 2.2%以内	▲0.2% ▲0.2%

宝くじの収益を
まちづくりに生かす

公益財団法人群馬県市町村振興協会では、市町村振興宝くじの交付金などを財源として、「魅力あるコミュニティ助成事業」を行っています。この助成事業を利用し、集会所施設や防災のための備品を購入しました。

問い合わせは、企画課企画係(☎内線524)へ。



事業者の皆さんへ
ごみ減量のお願い

事業系ごみの現状
桐生市の1人1日当たりのごみ排出量は、県内12市中2番目に多い1205グラムです。そのうち、事業系ごみは409グラムで、12市中最も多い排出量となっています。

このことから、事業者の皆さんにもごみの減量に取り組んでいただく必要があります。

事業系ごみの正しい処理方法
事業系ごみは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に

より、自らの責任で適正に処理することとなっています。で、地域のごみステーションには排出できません。

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

例えば、事業所から出る紙ごみや飲食店から出る生ごみなどは事業系一般廃棄物となり、ビニール袋、緩衝材、Pバンドなどのプラスチック製のゴミや解体工事により発

生するごみなどは、産業廃棄物になります。

事業系一般廃棄物は、排出事業者が自ら清掃センターへ持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼してください。

産業廃棄物は、清掃センターでは受け入れできませんので、適切な処理をしてください。

マニュアルができました
桐生市では、事業系ごみの正しい処理方法について、事業者の皆さんに知っていただくために、事業系ごみの適正処理マニュアルを作成しました。

配布場所は、市役所2階の環境課、清掃センター、新里・黒保根支所、桐生商工会議所です。また、市ホームページにも有ります。

事業系ごみの減量は、経費削減、企業イメージの向上などにもつながります。

マニュアルを参考にし、ごみ減量に御協力ください。

問い合わせは、清掃センター(☎741010)又は環境課ごみ減量係(☎内線453)へ。

1人1日あたりのごみの排出量の内訳
(平成26年度実績)

全体			事業系		
順位	市名	排出量	順位	市名	排出量
1位	安中市	986	1位	富岡市	176
2位	伊勢崎市	1,004	2位	安中市	185
3位	高崎市	1,027	3位	伊勢崎市	209
4位	館林市	1,032	4位	藤岡市	214
5位	太田市	1,044	5位	館林市	242
5位	前橋市	1,044	6位	高崎市	253
7位	富岡市	1,078	7位	前橋市	267
8位	沼田市	1,120	8位	沼田市	280
9位	藤岡市	1,141	9位	太田市	333
10位	みどり市	1,164	10位	渋川市	382
11位	桐生市	1,205	11位	みどり市	394
12位	渋川市	1,219	12位	桐生市	409

※単位はグラムです。
※1人1日当たりの排出量計算方法＝
ごみ総排出量÷総人口÷年間日数

清掃センターからのお願い

ごみの不法投棄防止について

公園や道路脇など、人目につきにくい場所にごみが不法投棄されています。投棄した人が分からない場合は、土地の所有者や管理者が責任を持って投棄されたごみを処分しなければなりません。

不法投棄を防止するためにも、雑草の伐採や柵の設置、定期的な見回りなど、不法投棄をされにくい環境をつくりましょう。

ごみステーションの利用について

家庭からのごみ出しは、町会や自治会などで決められたごみステーションへ収集日の当日、午前8時30分までに出してください。また、常に清潔を保つため、利用される皆さんで清掃を行うなど、維持管理をお願いします。

問い合わせは、清掃センター清掃係(☎74-1014)へ。

公用封筒広告を募集

広告の掲載規格 11 枠縦 40 ミリメートル、横 90 ミリメートル、黒一色で封筒裏面に掲載
募集枠数 4 枠
掲載料 1 枠 20 万 3 0 4 0 円(税込み)
封筒の規格・作成枚数 11 長形 3 号(120 ミリメートル) × 235 ミリメートル)・10 万枚
使用期間 11 納品された封筒を市が使用開始してから、在庫がなくなるまで(約1年間)
法制係(☎内線221)へ。

応募条件 11 納付すべき市税などを滞納していないこと。
申し込み 11 10月20日(木)までに、申込用紙に必要事項を記入し、直接、市役所3階の総務課へ。広告掲載基準、掲載の順位などは、桐生市公用封筒広告掲載要綱を御覧ください。申込用紙と広告掲載要綱は、総務課のほか市ホームページに有ります。
問い合わせは、総務課文書・ページに有ります。